

かすかべ CCI NETWORK

<チラシ広告折込配送サービス>

毎月5日発行 春日部商工会議所会報誌「かすかべ CCI NETWORK」に、

貴社のチラシ広告を折込みしませんか？

【募集案内】

広告の募集数

毎号最大で7社までの先着順受付
※10月号は募集していません

広告の規格(形式とサイズ)

紙媒体でB5・A4・B4・A3サイズのもの
※B4・A3サイズは、二つ折りしてください。
※禁止表現と制限事項を遵守してください。

広告折込料

チラシサイズ	枚数	折込料金(税込)
B5・A4版	1枚	30,000円
B4・A3版	1枚	35,000円

申込の受付

随時受付中 (※春日部商工会議所 会員限定)

申込期限

折込み希望月の前月1日までに申込みください。
※広告は、印刷された現物を当所まで納品いただきます。

申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法でお申し込みください。

郵送 〒344-8585 埼玉県春日部市粕壁東 2-2-29 春日部商工会議所 産業振興課あて
FAX 048-763-1127
電子メール info@kasukabe-cci.or.jp

申し込みから受付完了までの手続き

- ①申込書受領後、広告の内容を確認し、申込受付の可否を商工会議所よりご連絡申し上げます。決定した場合、請求書の発行を行います。
- ②印刷された広告を、指定部数、折込み月の前月25日までに当所まで納品してください。
- ③広告折込料を、指定の期日までに納付してください。

その他の詳細事項

募集要綱および要領をご覧ください。

【問い合わせ先】

春日部商工会議所 産業振興課
電話番号: 048-763-1122
ファックス: 048-763-1127
e-mail: info@kasukabe-cci.or.jp

《各種情報発信ツールとして是非ご活用ください!》

- ★企業やお店のPRに!
- ★新製品・新商品の紹介、販路開拓に!
- ★求人広告に!
- ★忘新年会、歓送迎会などの宴会プランの案内に!
- ★説明会、講演会、イベントなどの情報発信、集客に!

広告内容は自由!
だから使い方は、いろいろです!!

※但し、次のような広告は、お受けできません。
(1)公共性を損なうおそれがあるもの
(2)政治又は宗教に関するもの
(3)個人、団体等の意見広告を内容とするもの
(4)公序良俗に反するもの
(5)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規程する風俗営業に関するもの
(6)誇大表示、不正表示その他表現等が不適切なもの
(7)その他、商工会議所が広告掲載として適当でないとするもの

春日部商工会議所 チラシ広告折込配送サービス 申込書

春日部商工会議所 チラシ広告折込配送サービス を以下のとおり申込みします。

申込希望者	所在地	〒 ー		
	ふりがな 事業所名	⑩		
	ふりがな 代表者氏名	⑩		
	ふりがな 担当者氏名	⑩		
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
折込希望月	月 号			
広告サイズ / 枚数	B5 ・ A4 ・ B4 ・ A3 / 枚			
広告内容 (折り込み広告内容を 簡単にご記入ください。)				
	※ チラシ広告原本(原案)を添付してご提出ください。			
その他	・申込みにあたっては、春日部商工会議所の関連規程を遵守し、 実施にあたっては、春日部商工会議所の指示に従います。 ・広告内容に関し、春日部商工会議所に責任を負わせることは、一切 いたしません。			

春日部商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告折込配送サービス」運用要領に基づき、商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』にチラシ広告を有料で折り込みするにあたり、必要な事項について定めるものとする。

(対象者)

第2条 原則、商工会議所の会員事業所とするが、商工会議所が必要と認めた場合はその限りとしなない。

(受付基準)

第3条 チラシ広告の範囲は「チラシ広告折込配送サービス」運用要領に沿ったものとする。

- 2 実施の公平と有効性を規する為、原則毎号1事業所1枚、最大7社までの受付とし、先着順とする。

(チラシ広告の規格等)

第4条 紙媒体での広告とし、サイズは、B5・A4・B4・A3 サイズとする。

- 2 折込する内容物等について、商工会議所が与信を与えるものではなく、書類等は全て依頼者の責任において作成するものとする。

(料金)

第5条 料金は下記に定めるとおりとする。

チラシサイズ	枚数	折込料金（税込）
B5・A4 版	1 枚	30,000円
B4・A3 版	1 枚	35,000円

※事業年度内に6回利用した場合は1回分を無料とする。

(申込み)

第6条 依頼事業所は、折り込み希望月の前月1日までに、春日部商工会議所チラシ広告折込配送サービス申込書（様式第1号）にチラシ広告原案を添えて商工会議所に提出するものとする。

(決定)

第7条 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査すると共に諾否を

決定し、申請事業所へ通知するものとする。

- 2 折り込みする書類等は、依頼者が用意し、発行月の前月 25 日までに商工会議所に納品するものとする。

(料金の納入)

第 8 条 申込み受付が完了・決定した事業所は、折込料金を商工会議所が指定する方法により納入するものとする。

(料金の返還等)

第 9 条 納入された料金は返還しないものとする。ただし、本サービスの申込受付完了後に、商工会議所の都合等により『かすかべ CCI NETWORK』の発行を停止した場合は、その停止期間に応じて折込時期を遅延するものとする。

(その他の事項)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

春日部商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」運用要領

1. 春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告折込配送サービス」とは、商工会議所会員企業の発展に資することを目的とし、原則会員以外の利用は認めない。但し、商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。
2. 本サービスは、商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』をメール便にて配布するにあたり、会員企業の販売促進の為の書類等を折り込みするものであり、折り込みする内容物等について、商工会議所が与信を与えるものでないこと、およびサービス依頼者は、下記の事項を遵守するものとする。

もし、商工会議所において、本サービスの提供を拒否する場合は、適宜その旨をサービス依頼者宛に連絡する。

 - ① 公序良俗に反しないこと
 - ② 関係法規に違反しないこと
 - ③ 誤解を与える虞がないこと
 - ④ 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと
 - ⑤ その他、商工会議所が本サービスの運用上、不適當、不相当と認めた場合
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不適當と認められる場合、本サービスは履行しない。
4. 商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』は、原則毎月 5 日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合もあるので、申込期限等を有する内容のチラシについては原則受け付けない。
5. 配布先については、会員企業及び会議所関連諸団体を対象とする。
6. 本サービスの実施に当たっては、申込み等重複した場合、実施の公平と有効性を規する為、原則毎号 1 事業所 1 枚、最大 7 社までとし、併せて 2 枚以上同封を希望する場合は協議する。尚、受付は先着順とする。
7. 内容物等に関する責任は、一切すべてサービス依頼者に帰属するものとして、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について商工会議所は、一切責任を負わない。

8. 本サービス依頼者に係る料金は、下記【料金表】にて取り扱う。また、本サービス申込後はこれを撤回することはできない。

【料金表】

チラシサイズ	枚数	折込料金（税込）
B5・A4版	1枚	30,000円
B4・A3版	1枚	35,000円

※事業年度内に6回利用した場合は1回分を無料とする。

9. 料金は、本サービスへの申込み受付完了後、商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。
10. 『かすかべCCI NETWORK』に折り込みする書類等は、依頼者が用意し、発行月の前月25日までに商工会議所に納品する。
11. この運用要領に同意の場合、折り込み希望月の前月1日までに商工会議所へ連絡し、別紙申込書に必要事項を記入、押印し、チラシ広告原案を添えて提出する。
12. その他、上記条項に定めのない事項については、両者協議のうえ、信義に則り解決する。
13. この運用要領は、平成22年10月1日から施行する。
14. この運用要領は、平成30年11月1日から施行する。